

障害者のしおり

しおりをご覧になる前に・・・

- 1 このしおりは、障害のある方の福祉施策の概要を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくために作成しました。
- 2 このしおりの内容は、おおむね令和7年4月1日現在で作成してありますが、しおりに記載されている制度の内容等が変わることもありますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。（広報川越にもお知らせを掲載する場合があります。）
- 3 市役所へのお問い合わせは、以下のとおりお願いいたします。
 - * 電話の場合：掲載されております直通番号へおかけください。
又は 049-224-8811（代表）へおかけのうえ、各担当部署を呼び出してください。
 - * FAXの場合：049-225-2171（代表）又は各担当部署
FAX（P. 126～132）へ送信してください。



川 越 市

制度・サービス一覧表

1 手帳

【身体障害者手帳】

身体障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【療育手帳】

療育手帳・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・ 4

2 医療

重度心身障害者医療・・・・・・・・ 6

後期高齢者医療の障害認定・・・・・・・・ 6

ひとり親家庭等医療費助成・・・・・・・・ 7

自立支援医療（更生医療）・・・・・・・・ 8

自立支援医療（精神通院医療）・・・・・・ 9

自立支援医療（育成医療）・・・・・・・・ 10

未熟児療育医療・・・・・・・・ 11

結核児童療育・・・・・・・・ 11

身体障害者健康診査・・・・・・・・ 11

医療安全相談・・・・・・・・ 12

小児慢性特定疾病医療・・・・・・・・ 12

指定難病医療・・・・・・・・ 13

肝炎治療医療費助成・・・・・・・・ 13

高額療養費制度・・・・・・・・ 14

障害のある方々の歯科相談と診療・・・・・・・・ 14

3 年金・手当・貸付

【年金】

障害基礎年金・・・・・・・・ 16

障害厚生年金・・・・・・・・ 16

【手当】

在宅心身障害者手当・・・・・・・・ 17

特別障害者手当・・・・・・・・ 18

障害児福祉手当・・・・・・・・ 18

経過的措置による福祉手当・・・・・・・・ 19

特別児童扶養手当・・・・・・・・ 19

児童扶養手当・・・・・・・・ 19

要介護高齢者手当・・・・・・・・ 20

【お見舞金】

難病患者見舞金・・・・・・・・ 22

【貸付】

生活福祉資金・・・・・・・・ 118

【扶養共済】

埼玉県心身障害者扶養共済・・・・・・・・ 22

4 税の減免

住民税（市・県民税）・・・・・・・・ 24

所得税・・・・・・・・ 25

贈与税・・・・・・・・ 25

自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税
環境性能割・・・・・・・・ 26

軽自動車税種別割・・・・・・・・ 27

相続税・・・・・・・・ 27

居住改修住宅に係る固定資産税・・・・・・・・ 28

利子の非課税・・・・・・・・ 29

補装具等の消費税・・・・・・・・ 29

個人事業税・・・・・・・・ 29

5 料金の減免

NHK 放送受信料・・・・・・・・ 32

ふれあい案内（無料番号案内）・・・・・・・・ 33

携帯電話料金・・・・・・・・ 33

郵便物料金・・・・・・・・ 33

青い鳥郵便葉書無償配布・・・・・・・・ 34

市内施設利用料金・・・・・・・・ 34

市営自転車駐車場使用料の免除・・・・・・・・ 34

有料道路通行料・・・・・・・・ 60

バス運賃・・・・・・・・ 61

市内循環バス運賃（川越シャトル）・・・・・・ 61

川越市デマンド型交通（かわまる）・・・・・・ 62

航空運賃・・・・・・・・ 62

私鉄旅客運賃・・・・・・・・ 62

JR 線旅客運賃・・・・・・・・ 63

フェリー運賃・・・・・・・・ 63

タクシー乗車料金・・・・・・・・ 64

6 機能回復訓練・生活訓練・講習会

【機能回復訓練】

音声機能障害者発声訓練	36
障害のある人のための健康・体力づくり	36

【生活訓練】

視覚障害者生活訓練	36
聴覚障害者生活訓練	36
オストメイト社会適応訓練	37

【講習会】

難聴者・中途失聴者対象手話講習会	37
------------------	----

7 日常生活の支援

【日常生活援助】

障害福祉サービス	40
全身性障害者介護人の派遣	42
移動支援	42
視覚障害者ガイドヘルパーの派遣	43
生活サポート	44
重度身体障害者寝具乾燥	45
重度身体障害者寝具丸洗い	45
日中一時支援	45
地域活動支援センター	46
失語症言語訓練会	46
重度障害者訪問理美容サービス	47
重度身体障害者入浴サービス（訪問入浴）	47
手話通訳者の派遣	47
要約筆記者の派遣	48
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	48
聴覚障害者専用電子メール	48
その他のサービス	49

【用具等の援助】

日常生活用具費の支給	50
補装具費の支給	50
身体障害者補助犬	51
紙おむつの給付	51
車いすの貸し出し	52
難聴児補聴器購入費の支給	52

【緊急時の援助】

メール110番・FAX110番	52
FAX119番	53
聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報システム（Net119）	53
緊急通報システム	53
川越市防災情報メール配信サービス	54
避難行動要支援者制度	54

8 移動

【自動車】

運転免許取得費の補助	56
ガソリン購入費の補助	56
自動車購入費用の貸し付け	118
自動車改造費の補助	57
駐車禁止の対象除外	57
埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	58
自動車運転適性相談	60
有料道路通行料	60

【公共交通機関等】

バス運賃	61
市内循環バス運賃（川越シャトル）	61
川越市デマンド型交通（かわまる）	62
航空運賃	62
私鉄旅客運賃	62
JR線旅客運賃	63
フェリー運賃	63
福祉タクシー利用券ガソリン利用券	64

【福祉車両の貸し出し】

ハンディキャブの貸し出し	65
--------------	----

9 住まい

【住宅改修費の給付】

居宅生活動作補助用具・・・・・・・・・・・・・ 68

重度身体障害者居宅改善整備費の補助・・・・・・・・ 68

【住宅資金の貸付】

生活福祉資金（住宅資金）・・・・・・・・・・・・・ 69

【公営住宅の優遇制度】

公営住宅の入居の優遇・・・・・・・・・・・・・ 70

【その他】

住替家賃の助成・・・・・・・・・・・・・ 70

10 福祉施設

【生活の場】

障害児入所支援・・・・・・・・・・・・・ 72

【日中活動の場】

地域活動支援センター・・・・・・・・・・・・・ 72

11 教育

【相談】

川越市立教育センター第一分室(リバーラ)・・・・・・・・ 74

【各種教育】

特別支援学級・・・・・・・・・・・・・ 75

通級指導教室・・・・・・・・・・・・・ 75

特別支援学校・・・・・・・・・・・・・ 75

訪問教育・・・・・・・・・・・・・ 76

【就学奨励費の支給】

特別支援教育就学奨励費・・・・・・・・・・・・・ 76

【就学前の教育等】

視覚障害・聴覚障害の特別支援学校幼稚園部・・・・ 77

障害児の保育・・・・・・・・・・・・・ 77

【その他の支援】

川越市児童発達支援センター・・・・・・・・・・・・・ 77

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等） 78

放課後児童健全育成事業（学童保育室）・・・・・・ 78

12 就労

【就労の相談と紹介】

障害者総合相談支援センター・・・・・・・・・・・・・ 80

公共職業安定所（ハローワーク川越）・・・・・・・・ 80

障害者就業・生活支援センター・・・・・・・・・・・・・ 80

埼玉障害者職業センター・・・・・・・・・・・・・ 80

【職業訓練】

国立職業リハビリテーションセンター
（中央障害者職業能力開発校）・・・・・・・・・・・・・ 81

職親委託・・・・・・・・・・・・・ 81

県立高等技術専門校・職業能力開発センター・・・・ 81

職場適応訓練（短期）・・・・・・・・・・・・・ 81

【その他のサービス】

生活福祉資金について・・・・・・・・・・・・・ 118

13 権利擁護

成年後見制度・・・・・・・・・・・・・ 84

権利擁護・・・・・・・・・・・・・ 85

障害者差別解消法相談窓口・・・・・・・・・・・・・ 86

14 選挙

郵便等による不在者投票・・・・・・・・・・・・・ 88

点字投票・代理投票・・・・・・・・・・・・・ 88

音声版選挙公報・・・・・・・・・・・・・ 89

15 情報提供

音声・点字版広報・・・・・・・・・・・・・ 92

テレビ広報番組の手話通訳・・・・・・・・・・・・・ 92

音声版・点字版議会だより・・・・・・・・・・・・・ 92

介護すまいる館・・・・・・・・・・・・・ 93

点字ニュース即時提供システム・・・・・・・・・・・・・ 93

市立図書館の障害者サービス・・・・・・・・・・・・・ 94

ボランティアセンター・・・・・・・・・・・・・ 94

16 催し・スポーツなど

【催し物】

福祉の市・・・・・・・・・・・・・ 96

障害者週間の集い（笑顔でふれあいフェスティバル） 96

創作品展・・・・・・・・・・・・・ 96

スポーツレクリエーションの集い・・・・・・・・・・・・・ 96

【趣味・スポーツ教室】

趣味・スポーツ教室・・・・・・・・・・・・・ 97

障害者スポーツ教室・・・・・・・・・・・・・ 97

【その他スポーツ・レクリエーション教室】・	97
【交流・保養施設】	
埼玉県障害者交流センター・	97
伊豆潮風館・	98
【スポーツ大会】	
川越市障害者スポーツ大会・	98
彩の国ふれあいピック・	98
全国障害者スポーツ大会・	98
川越市ボッチャ交流大会・	98
【青年学級】・	99
【精神保健福祉家族教室】・	99

17 他法の制度

【介護保険】・	102
---------	-----

18 資料編

【相談窓口】・	104
【身体障害者相談員・知的障害者相談員】	
身体障害者相談員名簿・	105
知的障害者相談員名簿・	105
【市内の施設等】	
市内施設一覧・	106
【日常生活用具一覧】	
日常生活用具一覧表・	112
【福祉資金一覧】	
生活福祉資金について・	118
【身体障害者障害程度等級表】	
身体障害者障害程度等級表・	120
【障害者総合支援法の対象疾病一覧】	
障害者総合支援法の対象疾病一覧・	122
【福祉避難所一覧表】	
福祉避難所協定締結先一覧表・	124

●障害区分・等級（程度）別制度・サービス一覧表（主要なもの）

注：○がついていても、各制度ごとに様々な要件があり、全ての方が該当するわけではありません。

詳しくは、本文を参照の上、担当者にご相談ください。

制 度			医 療			手 当 等				補装具等				生 活 全 般								
			重度心身障害者医療	後期高齢者医療の障害認定	自立支援医療（更生医療）	在宅心身障害者手当	特別障害者手当（＊）	障害児福祉手当（＊）	特別児童扶養手当（＊）	心身障害者扶養共済（＊）	日常生活用具費の支給	補装具費の支給	紙おむつの給付	住宅改修費の給付	寝具乾燥・丸洗い	訪問入浴サービス	緊急通報システム	運転免許取得費の補助	ガソリン購入費の補助	自動車改造費の補助	ガタソクリン利用券	
本文ページ			6	6	8	17	18	18	19	22	50	50	51	68	45	47	53	56	56	57	64	
身 体 障 害	視覚障害	1級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○			○	
		2級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○			○	
		3級	○	○	○	○			○	○	○	○					○	○				
		4級	○		○						○	○						○				
		5級			○						○	○						○				
		6級			○						○	○						○				
	聴覚・平衡機能障害	2級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○			○	
		3級	○	○	○	○			○	○	○	○					○	○				
		4級	○		○						○	○						○				
		5級			○						○	○						○				
		6級			○						○	○						○				
		音声・言語、そしゃく機能障害	3級	○	○	○	○			○	○	○	○					○	○			
		4級	○	○	○						○	○						○				
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3級	○	○	○	○			○	○	○	○		○			○	○		○		
		4級	○	○	○						○	○						○		○		
		5級			○						○	○						○		○		
		6級			○						○	○						○		○		
	内部障害	1級	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○	○			○	
		2級	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○		○	○			○	
		3級	○	○	○	○			○	○	○	○					○	○				
		4級	○		○						○	○						○				
知的障害	①	○	○		○		○	○	○	○		○					○			○		
	A	○	○		○			○	○	○		○					○			○		
	B	○			○			○	○	○							○					
	C								○	○							○					
精神障害	1級	○	○		○				○	○							○			○		
	2級		○		○				○	○							○					
	3級									○							○					
所得等の制限の有無			○		○	○	○	○	○		○	○		○					○			
備 考			65歳以上で新たに該当の等級になった方は対象外 所得制限あり	肢体不自由の4級は下肢障害の一部のみが対象	20歳以上で日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方 65歳以上で新たに該当の等級になった方、及び市民税課税者は対象外	その他同程度の状態にある方	その他同程度の状態にある方	その他同程度の状態にある方			3歳以上で施設に入所していない者 制度が2種類あり、対象者が異なる			18歳以上64歳以下	単身又は準単身の方に限る		車いす常時使用で就労している方、又は就労活動中の方に限る			ガタソクリン利用の補助（ガタソクリン券）		

(*)は障害者手帳の所持が要件に入っていない場合もあるため、記載の○は参考程度です。

制 度		生 活 全 般										税 金 ・ 公 共 料 金									
		青 い 鳥 郵 便 葉 書	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	全 身 性 障 害 者 介 護 人 の 派 遣	視 覚 障 害 者 カ イ ド ヘ ル パ ー の 派 遣	生 活 サ ポ ー ト	訪 問 理 美 容 サ ー ビ ス	手 話 通 訳 者 の 派 遣	身 体 障 害 者 補 助 犬	郵 便 等 に よ る 不 在 者 投 票	福 祉 資 金 貸 付	住 民 税 控 除	所 得 税 控 除	自 動 車 税 種 別 割 等	N H K 放 送 受 信 料		有 料 道 路 通 行 料 の 割 引	バ ス 運 賃 の 割 引	航 空 運 賃 の 割 引	鉄 道 運 賃 の 割 引	タ ク シ ー 乗 車 料 金 の 割 引
															全 額	半 額					
本文ページ		34	40	42	43	44	47	47	51	88	118	24	25	26	32	32	60	61	62	62	64
身 体 障 害	視覚障害	1級	○	○		○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2級	○	○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3級		○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4級		○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5級		○			○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		6級		○			○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	聴覚・平衡 機能障害	2級	○	○			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3級		○			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4級		○			○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		5級		○			○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		6級		○			○	○			○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	音声・言語、 そしゃく 機能障害	3級		○			○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
		4級		○			○	○			○	○	○		○		○	○	○	○	○
	肢体不自由 （上肢・下 肢・体幹）	1級	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2級	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3級		○			○				○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
		4級		○			○				○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
		5級		○			○				○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
		6級		○			○				○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	内部障害	1級	○	○			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		2級	○	○			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		3級		○			○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
		4級		○			○				○	○	○		○		○	○	○	○	○
知 的 障 害	㊤	○	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	A	○	○			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	B		○			○					○	○	○		○			○	○	○	○
	C		○			○					○	○	○		○			○	○	○	○
精 神 障 害	1級		○								○	○	○	○	○	○		○	○		
	2級		○								○	○	○		○			○	○		
	3級		○								○	○	○		○			○	○		
所得等の制限の有無											○				○						
備 考				その他の対象者について は本文参照					県内に1年以上以上居住する 18歳以上の在宅生活者						精神は、通院の事実確認 が必要	世帯非課税 民税非課税 世帯構成員全員が市町村 にある場合に限り 本人が世帯主かつ受信契約者で ある場合に限り	写真貼付がない手帳は、 割引対象外の可能性あり				埼玉県又は川越市と協定を結んで いるタクシー事業者に限る